

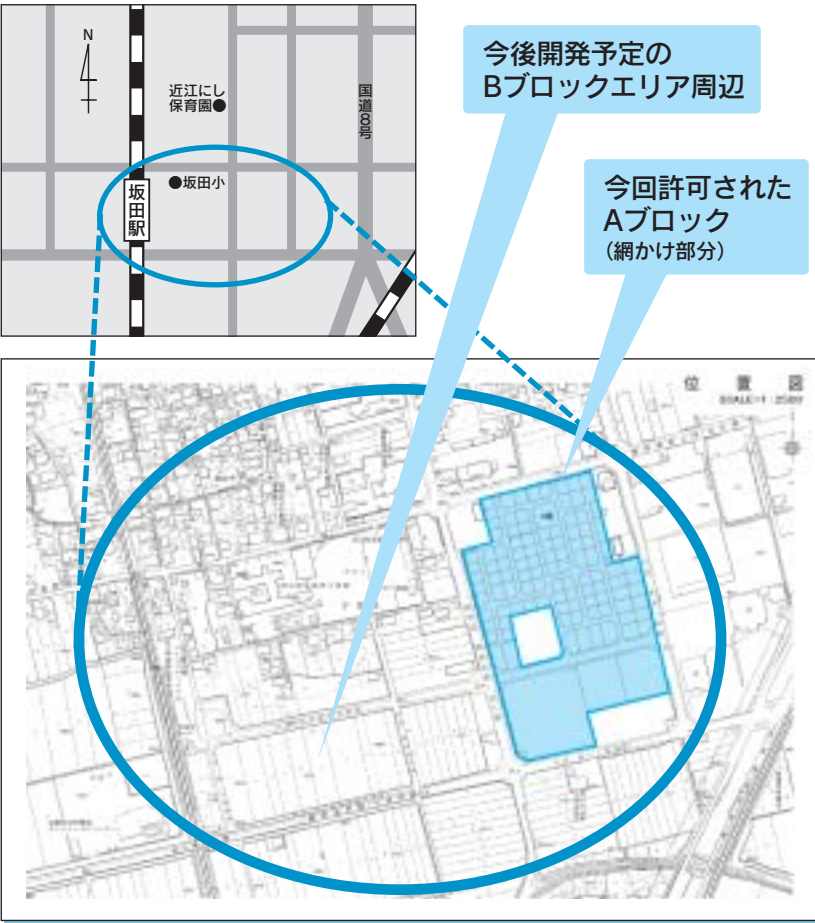
# 坂田駅周辺まちづくり委員会の努力が実った！

# 「リーディング坂田」開発工事が

## 着工されました

住民主導の「坂田駅周辺まちづくり委員会」の多大な貢献によって、坂田駅周辺の農地等を含む市街化調整区域の一部の開発工事が着工されました。

米原市の活性化をリードするまちとしての期待を込め名付けられた「リーディング坂田」の開発許可までの軌跡をお伝えします。



坂田駅周辺の拡大図

## 坂田駅周辺まちづくり委員会 発足までの軌跡

坂田駅周辺は「米原市総合計画」や「米原市都市計画マスタープラン」において、土地利用の高度化を図ることが位置付けられている一方で、地域住民からは「夜は暗くて人通りが少なく安心して歩けない」、「計画性のない乱開発が心配だ」などといった声が多く、安心して暮らせる、歩けるまちづくりが求められていました。

このような背景を踏まえ、平成20年1月に「坂田駅周辺のまちづくり構想」が策定され、「坂田駅周辺まちづくり委員会」（以下、「委員会」）はこの構想を具現化すべく、住民の合意形成・周知を行うことを目的として平成20年9月に発足しました。

## 地域のまちづくりを 実践するために

坂田駅前が駅前としてふさわしい良好な市街地（まちなみ景観）を形成するためには、その上につくる建

築物等を適切に規制・誘導することが望まれていました。

そこで、街区などの比較的小さな単位できめ細かな市街地像を実現していく制度である「市街化調整区域における地区計画制度」を活用すべく、委員会は市条例に基づき申し出て「坂田駅周辺地区 地区計画」を策定しました。

委員会では、会議や住民説明会において出された要望事項や意見などをまちづくりに活かし、市の関係各課やその他関係機関との意見交換を行いました。

## いよいよ工事着工へ 絆でつくるまちづくりが前進

そして、委員会が発足して約3年が経過したこの9月、Aブロックでいよいよ工事が着工されました。

計画決定手続きや新規条例の制定など必要な法手続きなどの難しい状況もありましたが、委員会のみならずのたゆまぬ努力と関係地域のご理解により、今日に至ることができました。

これらの取り組みは、まちの将来像について、地域住民自らが問題意識を持ち、課題の解決に向けて積極的に取り組まれた成果であり、まさに『絆でつくるまちづくり』の第一歩となりました。

## 坂田駅周辺まちづくり委員会 発足からの軌跡 (抜粋)

### ◎平成20年度

- ・坂田駅周辺まちづくり委員会設立
- ・「坂田駅周辺まちづくり計画」策定
- ・米原市地区計画等の案の作成手続きに関する条例改正(平成20年12月19日施行)

### ◎平成21年度

- ・地区計画等の案等に関する申出にかかる土地利用計画事前審査願(平成21年10月6日)
- ・坂田駅周辺地区地区計画等の案等に関する申出書(平成21年12月2日申出)
- ・坂田駅周辺地区地区計画決定(平成22年3月10日決定)

### ◎平成22年度

- ・米原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定(平成22年9月24日施行)
- ・抛点法、農地法等の関係法定手続き
- ・開発許可に向けた協議・審査(県指導要綱事前申請)

### ◎平成23年度

- ・開発許可(平成23年9月12日)



着々と工事が進む現場のようす

坂田駅周辺地区は、都市部で働く人が住むベッタタウンとしても期待でき、米原市の活性化を文字通りリードする町として少なからず貢献できるとの考えから、今回着工開始された地区の名称は「リーディング坂田」と名付けられました。



### リーディング坂田 名称の由来

20年9月に委員会が発足して3年、延べ17回の委員会を行い、ようやくAブロックの造成5・2ha工事が着工となりました。  
委員会では目標に沿った要望を開発業者に伝えるとともに、市政リードによる開発手法との連携などにあたってきました。  
「委員会ってどんな役割？」とよく聞かれましたが、確かに何の権限も無く、ただ「坂田駅周辺を良くしたい」との思いだけで続けてきたと思います。うまく言えませんが関係先との絆を保ちながら、それらの潤滑油的な存在であったとも思います。  
途中で調整が難航することもあ

### 坂田駅周辺 まちづくり 委員会

委員長 日比 洋さん



りましたが、力強く始まっている造成工事の様子を見るにつけ辛抱してよかったと思っています。

坂田駅はまちづくりの効果で駅の利用客が増えてにぎやかになり、駐在さんにも近くで見守っていただいているので、安心な駅になるのも夢ではないと思います。また、坂田駅や周辺地域から少し歩いたら学校・保育園・病院・歯医者さんなどが近くにあり、高齢者にやさしく便利なまち、若い世代が定住される活気ある町が実現できると思います。

田んぼはやむなく宅地や商業地となりましたが、10年先、20年先にはきっと活かされることと思います。

今後はまちなみ全体の完成を目指して委員会と関係機関が力を合わせ、残る坂田駅前のBブロックの開発計画にあたりたいと考えています。



### 地区計画とは

都市計画法に定められた都市計画の種類のひとつで、住民の生活に身近な地区を単位として施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性や課題に応じた新たなルールを定めるまちづくりの計画です。

地区計画については  
都市計画課まで ☎52-6920

お問い合わせ 近江市民自治センター 自治振興課 (近江庁舎) ☎52-6920 ☎52-8730